⑼　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

⑽　本工事は、競争参加資格の確認申請時に、設計図書に参考として示した図面及び仕様書において管理体制・工程計画・安全等に関する技術提案及び入札書を求め、技術提案を審査して技術評価点が50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、契約制限価格の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする「施工技術競争型総合評価方式」の適用工事である。

技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の大きな変更を伴う提案は「不適格」とする場合がある。

⑾　本工事は、資料の提出及び入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の「電子入札（郵送入札）運用マニュアル」を適用する。なお、電子入札により難いものは、「電子入札（郵送入札）運用マニュアル」に基づき、契約責任者に届出を提出して郵送で行う紙入札方式によることができる。

⑿　契約制限価格を上回った場合の取扱い

本工事の競争入札では、見積協議方式を適用する。

見積協議方式とは、すべての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合に、総合評価点の最も高い者などの特定の１社を協議相手として選定し、当社の設計価格の算出方法と協議の相手から提出された入札価格の算出方法との相違点を確認するための協議を行った上で相手の入札価格で契約を締結した後、工事施工中に施工実態を調査し、協議で確認対象となった項目との差異を確認し、差異のあった項目について契約変更を実施する方式をいう。

⒀　本工事は、電子契約によることができる。

⒁　本工事は、工事の契約締結に伴い、関連する工事の調査、設計及び施工を約定した基本契約を契約締結し、基本契約に基づいて本工事を契約締結することを条件とした工事である。

基本契約に含まれる工事概要は下記のとおりとし、詳しい内容は、特記仕様書の補足事項又は設計図面の参考資料として示す内容とする。

①　基本契約名

東名阪自動車道（特定更新等）　津島高架橋他３橋床版取替工事

②　基本契約対象工事の工事場所

自）愛知県海部郡蟹江町（蟹江ＩＣ）

至）愛知県弥富市西中地町（弥富ＩＣ）

③　基本契約対象工事の工事内容

本工事は、東名阪自動車道の蟹江ＩＣ～弥富ＩＣ間において、津島高架橋（上下線）、蟹江第２高架橋（上下線）、日光佐屋川橋（上下線）、善太川橋（上下線）の床版取替を行うものである。

④　基本契約対象工事の概算数量

床版取替工	約49千㎡
床版防水工	約55千㎡
橋面舗装工	約50千㎡
塗替塗装工	約133千㎡
支承取替工	732基
支承設置工	93基
下部工拡幅工	70基
構造物詳細設計	１式

⑤　基本契約の有効期間　契約締結日の翌日から2,970日間。ただし、新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ－19）による社会情勢を踏まえ、契約期間内に情勢変化があった場合は、履行期間の延長を協議できるものとする。

２　競争参加資格　本工事に係る競争に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、本工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社契約規則」第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　単体の場合

当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく平成31・32年度競争参加資格における「橋梁補修工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,200点以上である者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、「橋梁補修工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,200点以上であること。）であること。ただし、令和３・４年度工事競争参加資格における当該資格を開札（入札執行）時において有していることを条件とする。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合

「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく平成31・32年度競争参加資格における「橋梁補修工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,100点以上である者（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、「橋梁補修工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,100点以上であること。）の２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体であること。ただし、令和３・４年度工事競争参加資格における当該資格を開札（入札執行）時において有していることを条件とする。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者（いずれも上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。特定建設工事共同企業体を構成する場合、構成員の全部又は一部において前記の申立てがされている者でないこと。

⑷　施工実績　平成17年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事の施工実績を有すること。

①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者

求める実績は、次の両方に該当すること。

求める実績１　橋面積7,000㎡以上の橋梁床版※の新設又は取替を行った工事

※橋梁床版は、現場打ち床版、プレキャスト床版を問わない。

なお、鋼床版は除く。以下同じ。

求める実績２　鋼橋の上部工の架設を行った工事

ただし、求める実績２は、特定建設工事企業体（甲型）の場合、構成員のうちのいずれかの者が有していれば良いものとする。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

求める実績　橋梁上部工を架設した工事※

※橋梁の種別は問わない。

・求める実績１、求める実績２に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。

・施工実績が、中日本高速道路株式会社が発注し、しゅん功した工事（旧日本道路公団（以下「旧JH」という。）が発注し、平成17年度以降にしゅん功した工事を含む。）である場合にあっては、工事成績評定通知書により通知された評定点が65点未満のものを除く。

・施工実績が、中日本高速道路株式会社を除く公共工事発注機関※が発注し、しゅん功した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。